

平成 26 年度税制改正に対する意見

平成 25 年 9 月



はじめに

わが国の経済は、GDPの低成長、デフレ、消費や投資の低迷など、失われた20年と呼ばれる長期低迷の状態にあった。また、世界に目を向けると、激化するグローバル競争の中、わが国企業は新興国の激しい追い上げを受けている。

このような状況下、本年に入り政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策を進め、6月には「日本再興戦略」において、わが国が目指す経済社会の姿や戦略を示したところである。これらの経済政策が発揮する効果によって、わが国経済が長期低迷から脱却に向けて進んで行くことが期待される。

わが国企業が激化するグローバル競争を勝ち抜いていくためにも、わが国経済が長期低迷から脱却し、持続的な成長を図るためにも税制の果たす役割は重大である。

一方、わが国が構造的に抱える中長期的な課題としては、公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、地方社会の持続性などが挙げられる。

財政の早期健全化、社会保障と税の一体改革、地方分権改革の推進などに対して、総合的で戦略的な方策の立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、本会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成25年9月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第 I 部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制改正の必要性	1
(1) 日本経済の再生に向けて	1
(2) 社会の諸課題解決に向けて	1
2. 改革の方向性	1
(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革	1
(2) 税制抜本改革のあり方	2
(3) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備	2
(4) 地方分権の推進に資する税制	3
(5) 経済社会の変化の反映	4
3. 東日本大震災からの復興と被害からの教訓	4
4. 中部圏の活性化	4
第 II 部 平成 26 年度税制改正に向けての意見	6
《重点要望項目》	6
1. 法人税制	6
(1) 法人実効税率	6
(2) 課税ベース	7
(3) 移転価格税制	7
(4) 外国税額控除制度	7
(5) タックスヘイブン税制	8
(6) グループ法人税制	8
(7) 連結納税制度	8
(8) 研究開発税制	9
(9) 欠損金の繰戻還付、繰越控除	9
(10) 減価償却制度	9
(11) 貸倒引当金制度	9
(12) エンジェル税制	9
(13) 特別法人税	10
(14) 受取配当金の益金不算入制度	10
(15) 国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に資する税制	10
(16) 税務コストの企業負担	12
2. 消費税制	13
(1) 税率	13

(2) 使途	13
(3) 逆進性緩和策	13
(4) 住宅等高額商品に対する配慮	14
(5) 仕入税額控除	14
3. 地方税	14
(1) 固定資産税	14
(2) 事業所税	14
(3) 地方法人特別税	15
(4) 地方法人2税	15
(5) 地方消費税	15
(6) 外形標準課税	15
(7) 課税自主権	15
4. 自動車関係諸税	16
5. 地球環境税制	16
6. 防災・減災対策に関する税制	17
(1) 背景および必要性	17
(2) 具体的な税制措置の案	17
(3) 税制創設の効果	18
7. 個人税制	18
(1) 所得税改革の課題	18
(2) 金融所得課税	19
(3) 相続税	19
(4) 贈与税	19
8. 納税環境の整備	20
(1) 納税者権利憲章	20
(2) マイナンバー制度	20
9. 印紙税	20
10. 中部圏活性化に資する税制	20
(1) 中部圏の産業高度化に資する税制	20
(2) 中部圏への国家戦略特区の創設	20
(3) 総合特区制度における規制緩和の推進	21
(4) 先端技術開発の支援	21
(5) 中心市街地の活性化に資する税制	21
(6) 中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長	22
(7) 訪日外国人観光客のニーズに応じた免税制度の見直し	22

（８）寄附税制	22
〔参考資料〕	23
<付属書> 企業の防災・減災対策を促進する税制の創設について	

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制改正の必要性

(1) 日本経済の再生に向けて

わが国経済は、政府の大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略などの一連の経済政策によって失われた 20 年と言われる長期低迷からの脱却に向けて進み始めた。しかしながら、わが国経済が長期低迷から脱却し、持続的な成長に向かうためには、多くの課題が存在する。

このところ新興国企業などの著しい台頭によって、グローバル経済における競争環境は益々激化している。わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くため、競争環境のイコルフッティング（現在劣後している競争条件の対等化）は急務である。

また、産業空洞化の克服も重要である。企業が海外で得た収益を国内に還流し、国内投資を増やし、新たな技術やビジネスを創出し、国内経済の活性化を促す必要がある。

わが国経済の再生に向けた戦略的な租税制度の整備が望まれる。

(2) 社会の諸課題解決に向けて

わが国は、国の骨格の有り様を根本から考えなければならぬいくつかの課題に直面している。その一つとして、急速に進む少子高齢化・人口減少などの人口論的な問題が最も基底に存在する。その上に、わが国経済の再生、成長著しい新興国などとの競合、財政の早期健全化などの経済的・財政的な問題がある。これと並行して、地方分権改革の推進など国家統治・行政機構の問題、社会保障負担や就労機会などにおける世代間の不公平性、地方社会の持続性などの社会的問題がある。加えて、東日本大震災によって浮き彫りとなった国土強靱化に向けた取り組みも重要な課題である。

これらの課題解決には、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、租税政策などの総合的な対応が必要であるが、租税政策は特に重要な位置を占める。

2. 改革の方向性

(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革

国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を開けることが重要である。この将来に対する安心感と期待感があってはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の 3 つについて、一体的に改革

を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

昨年度、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立した。これは財政健全化への第一歩として捉えることができる。財政健全化に向けては、不断の歳出の見直しは言うまでもないが、今後更なる検討が進められることを期待する。

社会保障制度について、先般、社会保障制度改革国民会議の報告書がとりまとめられた。今後、政府によって具体的な改革案が策定されることになるが、政府においては、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示し、国民的合意が得られる改革案を策定して頂きたい。

(2) 税制抜本改革のあり方

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。この政策目標を実現するための合理的な税制とは、法人税などの生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる支出段階の消費の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。(参考資料を参照)

したがって税制の抜本改革においては、法人税のウェートを引き下げ、消費税のウェートを引き上げることで税収構造を見直し、より高い経済成長と財政の健全化が両立する税制へ転換を図るべきである。

また、実効性ある抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要がある。今年度、所謂マイナンバー法が成立したが、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるとともに、納税の公平性を確保できるような制度設計と運用を期待する。加えて、課税庁の事務の合理化と人員などの削減にも寄与する制度とすべきである。

(3) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、わが国は国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

特に法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。昨年度、法人実効税率が引き下げられたが、わが国の税率レベルは未だに諸外国に比べ極めて高い水準にある。そのため、法人実効税率は早急に国際競争力を維持できるレベルに引き下げられるべきである。

わが国企業は、新興国の激しい追い上げを受けており、その競争環境は日々激化している。わが国企業が国際競争の中で勝ち抜くことができるよう、事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計の工夫を図るべきである。

加えて、国内市場が伸び悩む中、需要の増大が見込まれる海外にわが国企業が展開していくことは自然な流れである。この活動の成果である海外収益の一部を国内に還流させることで、国内経済を活性化させることがわが国経済の持続的な成長に繋がるものと考えられる。そのため、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。また、国際課税についても国際的な競争を意識し、課税庁にはわが国企業の実情に合った税務行政の運用を期待する。

(4) 地方分権の推進に資する税制

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。この点に鑑みれば、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

平成 20 年秋に始まった経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい地方の歳入構造上の問題であり、この点に鑑みても地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人 2 税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の税収割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な水平的財政調整などの仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産税など、応益性が見出し難い税目は廃止ないし整理削減すべきである。

(5) 経済社会の変化の反映

経済社会を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、行政や税制およびそのシステムについても変化へ適合するような見直しが求められている。

具体的には、IT技術の浸透に対応した電子政府の推進、eLTAxの環境整備、それらと整合的な租税実務の簡素化と利便性の向上などである。

また、時代の変化とともに、存在意義を失い合理性の無い制度、むしろ弊害を生んでいる制度の見直しに加え、新旧の制度が併存することによって弊害を生んでいる制度の新制度への一本化などの見直しを機動的且つ迅速に実施すべきである。

具体的には、事業所税や印紙税に代表される役割を終えた税制の廃止、納税者権利憲章の整備に代表される権利意識の高まりに対応した法制度の新設などである。

3. 東日本大震災からの復興と被害からの教訓

被災地においては、日々懸命な復興への取り組みが続けられている。被災した方々・地域の復興を少しでも早く実現するためには、継続的且つきめ細やかな支援が必要である。この支援において、税制措置が果たす役割は大きい。税制特例法によって既に措置されているものに加え、更なる特区制度の活用など、復興の実現性を高めるため、更に柔軟な支援を継続的に行うことが重要である。

加えて重要なことは、未曾有の被害から得た教訓を活かし、防災・減災の対策を進めることである。すなわち地震動に加え、津波、液状化への対策を総合的且つ速やかに進めることが重要である。現在、住宅に関する地震動への備えについては、耐震改修促進税制が存在するが、企業向けの税制は存在していない。既に取り組みを開始している企業も存在するが、企業の防災・減災対策を後押し、促進するような税制の創設が必要である。このようにすることで地震が発生した場合、経済活動の維持のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティーの再生など、災害への耐性が高まるものと考えられる。

4. 中部圏の活性化

中部圏は、主に自動車や工作機械などを中心とする加工組立型製品の輸出を通じて日本経済の発展に貢献してきた。今後も中部圏は自己の活性化を通じて日本経済の発展に貢献し続けることができると考える。

具体的には、既存産業の活力維持に加え、次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの新たな産業の育成により中部圏は自己の活性化

を図り、日本経済の成長のエンジンとしてその発展に貢献していく。そのため、これらの発展基盤の強化や地域経済の基盤を支える中小企業の支援に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

中部圏はすでに地域独自の産業競争力の強化策や国際戦略総合特区である「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進に取り組んでいるところであるが、更に中部圏に国家戦略特区が創設され、競争力強化に資する税制の創設や整備がなされることを要望する。

第Ⅱ部 平成26年度税制改正に向けての意見

《重点要望項目》

租税制度の改革に向け、特に以下の5点の改正を要望する

- 国内の設備投資に対する減税（償却資産の加速償却等）
- 地球温暖化対策税制の見直し（資源価格高騰に鑑みた税率の据え置き）
- 中部圏への国家戦略特区の創設（競争力強化に資する税制の創設・整備）
- 防災・減災に関する税制の創設（対策コストの税額控除、取得資産の税の減免等）
- 事業所税の廃止（経済社会の変化を反映し、廃止）

1. 法人税制

（1）法人実効税率

わが国の法人実効税率は、昨年度、5%引き下げられ35%（復興付加税が課される間は38%）となったが、先進国の中でも依然として高いレベルに位置している。

わが国の企業の資本蓄積を促進し、国際競争力の維持・向上を図るために、アジア圏の20～25%程度を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの30%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。この目標を実現するにあたっては、税制の抜本改革が必要となる。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。加えて、偏在性と不安定性に問題のある地方法人税の縮減をセットに、法人実効税率の引き下げの道筋を早急に示すべきである。

地方法人税の中でも地方法人特別税は、平成20年度の税制改正において「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置」として創設された。先般、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立したことで、消費税率の引き上げに伴って地方消費税が拡充され且つ国税の消費税率に係る地方交付税も増加することから、地方法人特別税は消費税率の10%への引き上げまでに廃止すべきである。

これを契機に、地方行政サービスとの関連性が見出せない地方法人2税における所得課税の成分全般について順次国税である法人税に統合した上で、法人税の縮減、消費税の拡充の組み合わせの形で、実効性ある抜本改革を進めるべきである。

(2) 課税ベース

法人実効税率とセットの対応関係にある課税ベースについて、わが国のカバー指数は、欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の国際競争力を弱めている。そのため、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、整理および縮小の改善努力を行うべきである。具体的には、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」、「欠損金の繰越控除制度」、「減価償却制度」、「貸倒引当金制度」などについて、課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、国際的な競争における法人課税面でのイコールフットィングに近づくことができ、ひいては企業活動が国民所得の向上に一層貢献することができる。

(3) 移転価格税制

国際的な競争環境のイコールフットィングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。実効ある税制の運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

そのため、租税条約ネットワークの拡大、OECDガイドラインの改正および二国間協議・事前確認などにおいて、わが国が戦略的な視点から移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

また、課税庁による税務調査は、二重課税の回避を最大の目的として実施頂きたい。加えて、制度の執行にあたっては、二重課税の回避を最大の目標に、追徴などの処分を行う前に、わが国企業との認識の相違点などについて相互理解を十分に図った上で、紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても更に透明性を高めて頂きたい。

このことにより、納税されるべき国で納税され、企業にとってもグローバルな事業活動における二重課税、追徴などに対する資金や紛争費用の負担などのリスクが軽減されることとなり、国益の確保が図られることとなる。

(4) 外国税額控除制度

外国税額控除制度のうち直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を3年から10年に延長するなどの改善を図るべきである。このことにより、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態の解消を図ることが可能となる。

(5) タックスヘイブン税制

現在のトリガー税率（20%）は、制定後の各国の法人税率引き下げ競争によって、実態に合わない厳しめの水準となっているため、引き下げが必要である。

現在のトリガー税率は、わが国の法人実効税率が約40%であった当時、その半分とする考え方を反映したものと考えられる。同様の考え方に立ち、トリガー税率は、法人実効税率の引き下げに応じてその半分程度を目安に早急に見直すべきである。

このことにより、実質的に租税回避国でない国に進出している企業の競争力が高まることとなる。加えて、適用除外申請などの事務手続きの負担の軽減が見込まれる。

(6) グループ法人税制

グループ法人税制は、法人の組織形態の多様化に対応するために平成22年度に導入された制度であるが、大きく2つの課題が存在する。

第1に、大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第2に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べに係る事務負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理などの煩雑さである。これらはグループ再編を行う毎に増大するため、戦略的・機動的な再編の障害となる。

このため、本制度については、導入後3年が経過した今、これらの課題と実態を見極めた柔軟な見直しを図るべきである。

(7) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第1に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では100%子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。

第2に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み益は課税されることになっているが、円滑な事業再編の足かせとなっている上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

第3に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添付書類提出の省略など、手続きの簡素化を図るべきである。

(8) 研究開発税制

わが国企業が国内において研究開発を継続し、その競争力を維持・向上する上で、研究開発税制が果たす役割は大きい。平成 23 年度末に廃止された試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度（30%の税額控除限度額）が今年度から時限的に復活したが、同制度が果たす役割の観点から、本則化・恒久化を図るべきである。

また、控除限度超過額の繰越期間については、現行の 1 年から 3 年に延長すべきである。

(9) 欠損金の繰戻還付、繰越控除

欠損金の繰戻還付は、中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活すべきである。加えて、繰戻期間についても 3 年にすべきである。

また、東日本大震災や過去の経済危機およびその後の景気低迷によって多くの企業が巨額の損失を計上し、計上された損失は、その後の業績回復によって早期に相殺されることが困難であると見込まれる。このことに鑑み、国際競争力の向上の観点から、80%に縮小された欠損金の控除限度額を全額控除可能に戻すことに加え、欠損金の繰越控除を行える期間を現行の 9 年から欧米並みの 20 年以上に拡充すべきである。

(10) 減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、昨年度より従来の定額法の償却率の 250%から 200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発などの促進に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

(11) 貸倒引当金制度

貸倒引当金制度については、昨年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。貸倒引当金は、会計上、合理的な見積もりによって適正に計上された回収不能見込み額であり、実質的に担税力を失っている。そのため企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

(12) エンジェル税制

現在、個人のみが対象となっているエンジェル税制について、対象を法人まで拡大すべきである。このようにすることで、ベンチャー企業の資金需要が充たされ、新たな技術や産業の創出、そのことによる国内雇用の創出、ひいては国内経

済の活性化に資するものと考えられる。

(13) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。撤廃されない場合は、今年度末に迎える凍結の期限を延長すべきである。

(14) 受取配当金の益金不算入制度

法人の受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成 14 年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について復活させるべきである。

(15) 国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に資する税制

企業が需要の増大が見込まれる海外に展開していくことは、自然な流れであるが、そのまま放置すれば産業空洞化がますます進行していくことになる。産業空洞化に歯止めをかけ、わが国経済が持続的に成長していくためには、需要の増大が見込まれる海外の活力を取り込んでいくことが重要である。

海外の活力を取り込むためには、まず、わが国企業が得た海外収益を国内に還流させ、新たな投資や雇用を生むインセンティブが働く制度の整備が急務である。

現在、わが国の経済は、長期低迷の状態からの脱却に向け、動き始めたところである。この流れを確実なものとするためにも、強力な国内需要の喚起策が期待されるところである。

また、昨年末までの異常な円高で蒙った悪影響を忘れてはいけない。円高の影響は、企業業績を直撃し、わが国企業はその克服のために血のにじむような努力を行ってきた。この教訓を活かし、為替変動のリスクを緩和するような制度の整備が必要である。

これらの制度の整備は、国内経済の活性化およびわが国経済の持続的成長に不可欠なものと考えられる。そのため、以下に記載する具体的な制度の創設を要望する。

①海外所得の国内還流を促進する税制

企業が海外で得た収益は通常、一部を現地に再投資し、また他の一部を親会社などに対する配当として日本に還流している。還流した資金の使い道は、国内の研究開発や設備投資、従業員への賃金手当などである。成長する海外活力を取り込み、わが国の経済が持続的に成長していくために、まずはこの資金の還流を増やしていくことが重要である。

そのため、外国子会社配当益金不算入制度における益金不算入の割合を現行の95%から100%に引き上げ、もしくは還流増加分などに対する税額控除等を行い、海外所得の国内還流を促進すべきである。

②国内の設備投資に対する減税

企業が国内投資を拡大するインセンティブが働く大胆な投資減税を実施すべきである。

創設にあたっては、特定の法律に基づく認定や前年度の投資額の増加分などの要件を設定することなく、簡素で利便性の高い普遍的な制度とすべきである。

具体的には、幅広い投資を対象とし、即時償却を含む特別償却に加え、税額控除も選択可能とする制度とし、地方税においても合理的根拠を欠く償却資産に対する固定資産税を廃止すべきである。償却資産に対する固定資産税を廃止できない場合は、当面の措置として減免する措置とすべきである。

この制度が導入されれば、国内経済の活性化に加え、後述する企業の防災・減災対策の促進にも繋がることが期待される。

なお、今年度末に期限を迎える中小企業投資促進税制、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例についても、中小企業が地域経済の基盤を支えている認識に立ち、上述の措置と整合を図る形で制度を延長すべきである。

③国内雇用を促進する税制

雇用促進税制については、事業主都合による離職者がいないことなどの要件について、企業の多様性に鑑み、大胆な緩和を行うとともに、本格的な景気回復までの間延長すべきである。さらに、若年者雇用の促進や女性の活躍の場の拡大に資する税制の創設についても検討すべきである。

④為替リスクの安定化に資する税制

円高のみならず円安に対しても急激な為替変動リスクを緩和するため、為替変動を調整するための積立金制度を創設することを要望する。この制度の骨子案は次のとおりである。

企業収益が増加する方向へ為替が著しく変動した際の収益の一部を積み立て、企業収益が減少する方向へ著しく変動した際に取り崩し、企業の収益の平準化を図る。その際、積立金額の損金算入を可能とし、取り崩す際には企業業績が悪化していることから、取崩額を益金不算入とする。積立期間は5年程度とし、その間に取り崩されなかった場合は、5年程度で均等に取り崩しを行う。この際に取り崩額は益金算入とする。積み立てを行うか否かは、企業の任意の判断とし、基準

とする為替レートは、企業が積み立てを行った時点のレートを基準とする。

この制度の創設によって、企業の為替変動リスクを緩和することができ、その結果として安定的な企業経営、ひいては雇用の安定に資するものと考えられる。

(16) 税務コストの企業負担

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。わが国企業の競争力の維持・向上を図る観点から、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて簡素化を図るべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（IFRS）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。IFRSの適用を検討する中で、税制のあり方についてもあわせて検討されることを期待する。

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」など）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

地方税について、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は、煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一など、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

加えて、eLTAXについて、平成 17 年 1 月に稼働が始まったが、未だに導入されていない自治体、導入されていても一部の機能に留まっている自治体が多く存在する。新旧の両制度が併存し企業の事務負担を増加させていることから、全自治体が eLTAX を早急に導入し、申告、申請・届出、納税が包括的に電子化されることを要望する。

2. 消費税制

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費の支出抑制をはじめ、歳出の削減を図りつつ、平成 32 年（西暦 2020 年）までに消費税率を 10% 台後半まで引き上げざるを得ないと考えられる。

先般、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立した。これは財政健全化への第一歩として捉えることができる。まずは、着実に 8%、10% への税率の引き上げを行うべきである。その際、景気が腰折れしないよう、所得税の軽減、法人税率の引き下げおよび設備投資減税などの対策の検討をあわせて進めるべきである。

また、財政健全化に向けて、今後更なる消費税制の検討が進められることを期待する。

なお、消費税率の引き上げを行う上で、マイナンバー制度の効果的な導入が喫緊の課題であり、導入に向けた制度設計と運用方法の確立を行うべきである。

(2) 使途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費などに充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率が 10% を超える水準となった場合、高額所得層に比べ低所得層の負担が相対的に大きくなる逆進性の問題への配慮が必要になると考えられる。

この場合、生活必需品などに低い税率を適用する複数税率化は制度の複雑化や納税者および課税当局の事務負担の増大を招くことになる。また、その軽減効果は高額所得層も享受することとなり、逆進性解消が徹底しがたいという難点がある。

これに対し、生活必需品に係る消費税率の引き上げ相当額を低所得層に対して定額で還付する還付方式は、還付すべき対象者の所得の捕捉の正確性や公平性などの点で難点がある。この難点は、今後導入されるマイナンバー制度の制度設計と運用によって、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めることで克服すべきである。

このため、逆進性緩和については、還付方式およびこれと所得控除を組み合わせ

せた給付付き税額控除を中心に現段階から検討を深めておくべきである。

また、中間所得層のみが過重な負担を強いられることがないよう、あわせて所得税率の見直しなどを行うべきである。

(4) 住宅等高額商品に対する配慮

住宅のような高額商品は消費税率の引き上げによって税負担が非常に重くなるという特殊性に鑑み、今年度改正された住宅ローン減税などの配慮に加え、その控除率の見直しや給付金など新たな負担を極力軽減するような措置をお願いしたい。

(5) 仕入税額控除

仕入税額控除に係る所謂 95%ルールは事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものである。平成 24 年度から適用範囲が課税売上高 5 億円以下の事業者に限定されたが、当該制度の趣旨に鑑み、元の制度に戻すべく再検討すべきである。

3. 地方税

(1) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産税については行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。

特に、償却資産に対する固定資産税については、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から廃止すべきである。加えて、既述した国内経済活性化の観点からも廃止が求められる。

また、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税のうち家屋および償却資産に対するものについては、従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、最終残価率および償却可能限度額を撤廃すべきである。

(2) 事業所税

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和 50 年当時から社会状況は変化しており、今日の都市問題はむしろ都市中心部の空洞化である。都市における店舗などの新規開設と地域雇用増進にマイナスに働く同制度は、今や廃止すべき時期にある。

事業所税の廃止により、都市における店舗などの新規開設と雇用の増進が期待される。

(3) 地方法人特別税

地方法人特別税は、平成 20 年度の税制改正において「消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置」として創設された。先般、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立したことで、消費税率の引き上げに伴って地方消費税が拡充され且つ国税の消費税に係る地方交付税も増加することから、地方法人特別税は消費税率の 10%への引き上げまでに廃止すべきである。

(4) 地方法人 2 税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人 2 税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人 2 税の縮減を図るべきである。

地方法人 2 税の縮減に当たっては、まずは所得割など法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

(5) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性が少なく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人 2 税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(6) 外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日より施行された事業税における外形標準課税については、付加価値割額に報酬給与額が加算されることから、企業の雇用に対して抑制的に働く。また、企業は、法人住民税（均等割）や固定資産税などを負担しており、これらに加えて外形標準課税を課すことは、応益課税の観点から二重負担となっている。そのため、外形標準課税については、基本的に廃止すべきである。

廃止されない場合は、煩雑で企業の事務負担を増大させている付加価値割はもとより、課税ベースそのものについて簡素化を図るべきである。

(7) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使に当たっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。特に、投票権を持たない法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

4. 自動車関係諸税

揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税などからなる自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。当該税率については、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿である。

さらに、自動車取得税は消費税と、自動車重量税は自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者だけが過大に負担を強いられている。そのため、自動車取得税と自動車重量税を廃止し、自動車関係諸税の整理・簡素化を図るべきである。このようにすることで自動車の国内販売が拡大し、裾野の広い自動車関連産業の活性化が図られ、わが国経済全体の発展に繋がることとなる。

加えて、現在、エコカー減税のような環境に配慮した自動車に対する税の減免措置が存在しているが、社会の安全性を更に高める観点から、高度な安全技術や装置が施された自動車に対する減税についても検討頂きたい。

また、ガソリンの小売価格については、揮発油税、地方揮発油税にも消費税が課される二重課税となっており、揮発油税、地方揮発油税に対する消費課税を廃止すべきである。

5. 地球環境税制

温室効果ガスの削減について、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

本会がかねてより、地球温暖化対策税制をわが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念されると主張してきたところである。

加えて、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、新興国を中心とした資源需要の高まりおよび急激な為替の変動などによってエネルギー価格の更なる上昇も懸念されている。

昨年度から導入された地球温暖化対策税制については、創設当初に想定していなかったこのような状況変化を踏まえ、予定されている税率の段階的な引き上げは当面据え置くべきである。同制度そのものについては、エネルギー政策全体の見直しにあわせ再度そのあり方を見直すべきである。

また、地球環境保全の観点から、環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブとなる税制の整備を更に促進すべきである。

6. 防災・減災対策に関する税制 ＜詳細については付属書 参照＞

(1) 背景および必要性

東日本大震災の教訓に鑑み、わが国全体の防災・減災のレベルを向上させる必要がある。特に喫緊の課題として念頭に置くべきものとして、発生の可能性が高い南海トラフ巨大地震への対策が必要であると考えられる。先般、政府からは同地震の被害想定が公表され、この他に独自で被害想定を公表している自治体もある。

加えて、東日本大震災以降、企業から建設業などへ向けられる地震対策の相談件数が飛躍的に増大するなど、企業の防災・減災対策への取り組みの必要性が強く認識されている。

そのため、地震動のみならず、津波、液状化対策を含めた震災に対する企業の総合的な防災・減災対策を促進させる税制を創設し、企業の防災・減災対策を後押しすべきである。

(2) 具体的な税制措置の案

企業の防災・減災対策を促進する税制として、企業の対策の種類や進行フェーズに応じた以下の税制優遇措置の創設を要望する。

- 調査段階の措置
 - ・ 地盤調査、津波解析などの調査費用の税額控除
- 準備段階の措置
 - ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策を対象とし、積立てた金額の損金算入を可能とする措置
 - ・ 地震被害への備えとして契約する地震保険の支払保険料の税額控除
- 固定資産などの取得段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際に取得した土地・建物に対する登録免許税と不動産取得税の減免
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する場合の譲渡資産の譲渡益に対する課税の繰り延べ
- 事業所などの移転段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際の移転費用の税額控除
 - ・ 既存の事業所の対策を講ずるにあたって一時的に賃借した土地・建物の賃借料の税額控除
- 固定資産などの保有段階の措置

- ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策において取得した資産に対する固定資産税の減免、償却資産の加速償却
 - ・ 事業用建築物の耐震改修工事で取得した償却資産の加速償却 など
- 地域防災事業などに対する措置
- ・ 組合等による震災対策強化事業としての防災・減災対策に対して企業が負担した事業費の税額控除

(3) 税制創設の効果

本税制が創設されることにより、まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれる。あわせてその結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。あわせてその結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれる。さらにその結果として諸税収の減少が抑制される効果が見込まれる。

税収面においては、企業が対策を進めることで土地、建物などの資産の取得による税収増が見込まれることもあり、全体的に大きな税収減は想定されず、一定の期間で見れば寧ろ税収増に働くものと考えられる。

また、景気に与える効果として、建設関係などの需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

7. 個人税制

(1) 所得税改革の課題

個人税制の中心をなす所得税については、政府の財源調達機能において消費税の役割が高まり所得税の役割が低下しつつある中で、所得税のもう一つの役割である所得再分配機能に対する関心が高まっている。所得税に期待する役割や構造を抜本的に見直す時期に来ている。見直しに当たっては、実際の課題に見合った現実的な改革を目指す必要がある。

第1の課題は、中間所得層の活力維持・向上である。個人税制における税負担の中心をなしている中間所得層は、産業の中核的な担い手でもある。この層が勤労意欲を失ったり、税負担に不公平感を抱いたりしない税制を目指すべきである。

第2の課題は、真に税負担の軽減を必要とする低所得層や子育て世帯の見極めである。これらの人々について、真に租税負担の軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付

とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。特に、少子化対策について、子育て世代が安心して子育てができるよう各種の環境整備を図ることに加え、税制においても多産のインセンティブが働くよう、例えば第二子以降の大胆な所得控除などについて、所得水準や各種の給付との整合を図りつつ税制を設計する必要がある。

第3の課題は、給付付き税額控除を導入する場合の公平性の確保である。給付付き税額控除を導入する場合は、既存の各種給付制度との整合性を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。特に消費税率を10%を超えて引き上げる場合には、中間所得層と低所得層などに対するバランスのとれた配慮、納税者間の所得の捕捉性の不公平感（所謂「クロヨン」問題）の解消など、多角的に個人税制の制度改革が進められるべきである。

第4の課題は、所得税制全体のわかりやすさや合理性の向上である。わかりやすさの観点では所得控除制度の整理・簡素化が必要である。合理性の観点では勤労所得と資本所得の二元的所得税制度への移行について検討を深める必要があると考えられる。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。

(3) 相続税

資産課税に対する課税強化は、資産の海外移転を誘発するなど、わが国の国富が海外に流出する恐れがあるのみならず、本来わが国で課税されるべき資産までもが海外で課税されることとなり、わが国にとってかえってマイナス要因となる。

これらの観点から、今年度の改正で平成27年より実施されることとなった基礎控除枠の縮小および税率の引き上げを行うべきでない。

(4) 贈与税

今年度、負担が緩和する方向へ改正がなされたが、消費を活性化する方策の一つとして、更なる贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育てなどで生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにして頂きたい。

8. 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。

(2) マイナンバー制度

税制の観点からは、徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の捕捉の正確性および納税の公正性を確保する必要がある。また、社会保障制度の観点からも、給付や負担の公平性を確保する必要がある。

今年度、所謂マイナンバー法が成立したが、これらの目的が実現するよう導入に向けた制度設計と運用方法の確立を行うべきである。

9. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

10. 中部圏活性化に資する税制

(1) 中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は、地域経済の発展を通じて日本経済全体の繁栄に貢献したいと願っている。特に次世代自動車、航空宇宙、ヘルスケア、環境・リサイクル、観光などの各産業は、中部圏の産業高度化を担うリーディング産業と位置付けられる。これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設などに対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充など、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。

(2) 中部圏への国家戦略特区の創設

中部圏は、わが国随一のものづくりの集積地であり、地域独自の産業競争力の強化策や国際戦略総合特区である「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進に取り組んでいるところであるが、更に中部圏に国家戦略特区が創設され、競争力強化に資する税制の創設や整備がなされることを要望する。

具体的には、特区内企業の法人実効税率の引き下げ、研究開発促進税制および中小企業投資促進税制の強化をお願いしたい。

(3) 総合特区制度における規制緩和の推進

総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中することを目的に創設された制度である。

国際戦略総合特区として指定された「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」において要望している航空機製造に関わる輸入品の関税のフリーゾーン化、航空機関連の中小企業の投資促進税制の拡充・恒久化、飛行試験等における航空機燃料税の減免について総合特区制度の趣旨に則り実現して頂きたい。

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」、「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」、三重県の「みえライフイノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での支援などの配慮がなされることを要望する。

(4) 先端技術開発の支援

中部圏の企業や（一財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、航空宇宙産業などの分野で研究開発を推進しているところである。

これらの研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場している。このような機関は、地位が移行しただけで非営利性の高い実態に変化がないにもかかわらず、固定資産税や都市計画税が新たに課されることとなる。この結果、研究開発に係る資金が減少し、先端研究開発の推進が阻害されることになるため、非営利性の高い実態に鑑み、引き続きこれらの税が減免されるような税制を創設して頂きたい。

(5) 中心市街地の活性化に資する税制

中部圏の中には市街地の空洞化を課題として抱えている都市がある。この課題に対応するためには、空洞化した都市の再開発を促進する税制改正が必要となる。

事業所税は、過密や混雑などの都市問題に一定の役割を果たしてきたが、制定当時と社会状況が変化し、その役割を終えたと考えられるため、廃止すべきである。

このことにより、中部圏の市街地の再開発が促進され、店舗などの新規開設と雇用の増進が期待される。

(6) 中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長

今年度末で期限を迎える中部国際空港株式会社に対する外形標準課税の資本割の特例措置について、中部国際空港株式会社は、国の指定を受け中部国際空港の運営・管理を行っているという観点から、その期限を延長すべきである。

(7) 訪日外国人観光客のニーズに応じた免税制度の見直し

現在、中部北陸9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）からなる地域においては、同地域を「昇龍道」と称する一体の観光エリアとして、主に中華圏、東南アジアなどからの観光客誘致の取り組み（「昇龍道」プロジェクト）が積極的に展開されている。

訪日外国人観光客の増加を図るためには、彼らの様々なニーズに応える工夫と努力が必要である。

このため、ニーズの重要な一部である外国人観光客向けの免税制度について、免税対象品目の拡大とともに、出国時に一括して免税手続きが行えるよう制度改革を実施して頂きたい。

(8) 寄附税制

個人の寄附税制は、平成23年度の改正で「市民公益税制」として拡充された。この改正は、認定NPO法人などの新しい公共の担い手を対象とした寄附について所得税の税額控除を可能とするものである。今後は、地域社会の活性化や社会貢献の拡大に繋がるよう、寄附対象の拡大や税額控除割合の拡大などについて検討頂きたい。また、同様の観点から法人の寄附についても損金算入が可能な範囲の拡大について検討頂きたい。

以上

〔 参考資料 〕

「法人税軽減、消費税率引き上げがもたらす経済効果の考察」

本会は、法人税を軽減し企業活動を活性化して経済を拡大させれば、国民所得が増加し、ひいては消費の増加が見込まれるので、消費税率を引き上げれば、国民経済に痛みが少ない形で税収額全体が増加するものと考えている。

この考え方をもとに、法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせを税制抜本改革の中心に据えた提言を行っている。

そこで、①法人税軽減は経済押し上げ効果を持つか、②消費税率引き上げの経済下押し効果は小さいか、③経済にプラスに働き且つ税収全体の増収をもたらす法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせはどのようなものかなどについて考察を深めた。

考察に当たっては、公益財団法人中部圏社会経済研究所の協力の下、同研究所が開発した「中部圏長期マクロ計量モデル」により、法人税の軽減、消費税率の引き上げが中部経済にどのような効果をもたらすかを多面的に検討した。

結果は以下に掲げるとおりである。

1. 法人税軽減は経済にプラスの影響を与える

法人税が軽減されることで、民間企業投資、民間消費が大きく増加する。その結果、中部圏GDPは名目、実質、潜在の全てにおいて増加する。増加の程度は法人実効税率の軽減度合が大きいほど大きい。

○法人税軽減の経済的影響度(基準ケース[法人実効税率 40%]からの増減幅) (単位:%)

経済指標		ケース	法人実効税率			
			35%	30%	25%	20%
中部圏名目GDP			0.54	1.20	2.05	3.21
中部圏実質GDP			0.52	1.17	1.99	3.12
中部圏潜在GDP			0.14	0.32	0.55	0.85
構成要素 (実質値)	民間消費		0.81	1.82	3.13	4.93
	民間住宅投資		0.09	0.20	0.34	0.54
	民間企業投資		1.21	2.67	4.51	6.92

注1: 「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県(富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀)を対象としている。

注2: 法人税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

2. 消費税率（含む地方税）引き上げは経済にマイナスの影響を与えるが、影響度合 いは総じて限定的である

消費税率の引き上げは、民間消費、民間住宅投資、民間企業投資を冷え込ませる。その結果、中部圏GDPは名目、実質、潜在の全てにおいて減少する。しかしながら減少幅は総じて限定的である。

○消費税率引き上げの経済的影響度(基準ケース[消費税率5%]からの増減幅) (単位:%)

経済指標		消費税率（含む地方税）		
		10%	15%	20%
中部圏名目GDP		-0.26	-0.33	-0.32
中部圏実質GDP		-0.33	-0.48	-0.56
中部圏潜在GDP		-0.08	-0.12	-0.13
構成要素 (実質値)	民間消費	-0.34	-0.39	-0.34
	民間住宅投資	-0.27	-0.51	-0.74
	民間企業投資	-0.91	-1.38	-1.69

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：消費税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

3. 現実的な法人税軽減と消費税引き上げの組み合わせは経済にプラスに働く

法人税軽減の経済へのプラス効果と消費税率引き上げの経済へのマイナス効果は打ち消し合うが、概ね差引プラスの効果が現れる。例えば、法人実効税率30%、消費税率10%の組み合わせでは、中部圏実質GDPは0.78%の増加となる。

○法人実効税率と消費税率の組み合わせの中部圏実質GDPへの影響度
(基準ケース[法人実効税率40%、消費税率5%の組み合わせ]からの増減幅) (単位:%)

消費税率 \ 法人実効税率	40%	35%	30%	25%	20%
10%	-0.33	0.17	0.78	1.58	2.65
15%	-0.48	0.01	0.61	1.39	2.44
20%	-0.56	-0.08	0.52	1.29	2.33

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：法人税率と消費税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

4. 現実的な法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせは税収全体を増加させる

法人税軽減の税収減効果と消費税率引き上げの税収増効果は税収全体に対して打ち消し合う関係にあるが、現実的にあり得る組み合わせにおいては、税収全体を増加させる。例えば、消費税率 10%と法人実効税率 35%の組み合わせの場合、わが国全体の税収は、現在の税収約 42 兆円から 7 兆円強の増加が見込まれる。

○法人実効税率と消費税率の組み合わせがもたらすわが国全体の税収額

消費税率		法人実効税率		40%	35%	30%	25%	20%
10%	わが国税収額(兆円)			50.8	49.4	48.2	47.2	46.3
	現状比 (%)			+19.87	+16.68	+13.89	+11.45	+9.36
15%	わが国税収額(兆円)			58.4	57.2	56.1	55.2	54.5
	現状比 (%)			+37.87	+34.98	+32.49	+30.41	+28.76
20%	わが国税収額(兆円)			65.3	64.2	63.2	62.5	61.9
	現状比 (%)			+54.20	+51.53	+49.30	+47.50	+46.20

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：わが国税収額はモデルから推計された基準ケース（法人実効税率 40%、消費税率 5%）からの乖離率に現状の税収額（平成 24 年度当初予算における一般会計の税収 42 兆 3,460 億円）を乗じて算出した。

(注)

1. 「中部圏長期マクロ計量モデル」は、1975～2008 年度までの実績値を基に、2035 年度までの長期の経済変動を予測することが可能なモデルとして作成されている。
2. シミュレーションは、2009～2012 年度までは標準ケース（法人実効税率 40%、消費税率 5%）で予測し、2013 年度に法人税軽減、消費税率引き上げなどのインパクトを与えた。効果の大きさは、各経済指標において標準ケースからの乖離率（%）で示した。
3. シミュレーションの趣旨は、法人税率、消費税率の増減度合と経済への影響度合いの関係を考察することにある。したがって、消費税率引き上げ前の駆け込み需要などの効果の考慮は今回の分析では不要と判断し捨象する単純化を行った。

以上